

発行元: 青森県環境生活部県境再生対策室田子町現地事務所  
〒039-0201 三戸郡田子町大字田子字天神堂向146

TEL 0179-20-7044

FAX 0179-20-7045

県境再生対策室ホームページ <http://www.pref.aomori.lg.jp/nature/kankyo/2008-0620-kenkyo-top.html>

## ■ 不法投棄産業廃棄物の撤去実績について

【平成22年10月31日までの撤去状況】

(撤去量の単位: トン)

区 分	一次撤去		本格撤去			合計		
	台数	撤去量	台数	撤去量	台数	撤去量	台数	撤去量
年 度	平成16～18年度		平成19～21年度		平成22年度		平成16～22年度	
作業日数	521		675		138		1,334	
撤去実績	9,004	97,203	38,101	438,701	12,043	142,581	59,148	678,485

## ■ 次代につなぐ県境再生啓発事業について

県境不法投棄事案に関する環境学習事業「次代につなぐ県境再生啓発事業」として、9月28日(火)に田子小学校4年生が廃棄物の処理施設(八戸セメント工場)を見学しました。

工場の担当者からセメントの作り方などの説明を受けた後、NSPタワーなど工場の施設を見学しました。子どもたちは工場にある機械の安全監理に強い関心をもって学習しました。

この日は、八戸セメントの他に、八戸清掃工場、八戸リサイクルプラザも見学し、ゴミの処理の流れやリサイクルの必要性について学習しました。



八戸セメント工場見学の様子

## ■ 試験植樹の実施について

「青森・岩手不法投棄現場・環境再生計画」を踏まえた水処理施設稼働終了後の本植栽の実施に向け、複数の植栽方法により苗木の生育可能性を検討するため、平成22年10月21日(木)に、現場南側の撤去完了済みエリアの一部で試験植樹を行いました。

試験地は1辺3mの正方形で、土質の違いによる試験地(ローム層単独の試験地またはローム層と軽石層を混合した試験地)に、それぞれ施肥により土壌改良した場合としない場合の4つの試験地を配置しました。各試験地は50cmの深さまで耕うんし、高木類(ミズナラ、ブナなど6種類12本)、低木類(ヤマツツジ、ガマズミなど6種類13本)の計25本のポット苗が均等に配置されるように植栽しました。

今後は、各試験地の生育状況を調査し、効果的な植栽方法を検討していきます。



試験植樹の様子

## ■ 青森・岩手県境不法投棄事案に係る特定支障除去等事業に対する国への財政支援要望について

平成22年10月14日(木)に、三村知事は、長尾県議会議長、菊池県議会環境厚生常任委員長とともに、本多平直民主党副幹事長に対して「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」の期間延長とその枠組みの中での増加する事業費に係る国の財政支援を要望しました。

当日は民主党幹事長室の他、環境大臣や県選出国會議員などにも同様の要望書を提出しました。

県としては、今後とも、廃棄物等は全量撤去を基本とするとの原状回復方針に基づき、引き続き安全かつ着実に不法投棄された産業廃棄物による支障の除去に取り組むとともに、国に対して、県議会と一体となった要望活動を節目節目で効果的に実施して参ります。

## ■ 県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会の開催について

平成22年9月25日（土）に八戸市のユートリーで第34回協議会を開催しました。

報告事項として、①県境産廃の推計量の見直しと対応、②廃棄物の撤去実績、③処理施設の確保状況、④地山の確認結果（第4回）、⑤地山の分析結果（第4回）、⑥環境モニタリング調査中間結果、⑦平成22年度支障除去等措置済区域等活用方策事前検討調査業務の概要、⑧試験植樹の実施についての計8件を報告しました。

委員からは、推計量の見直しについての質疑や環境再生について全国の模範となるように行っていくことといった意見をいただきました。

なお、第35回協議会は、平成22年11月20日（土）に、青森市の青森県観光物産館（アスパム）で開催しましたが、概要については次号でお知らせします。

## ■ コンクリートで被覆されたドラム缶の自主撤去について

平成22年10月5日付けで、株式会社クレハ（東京都）からコンクリートで被覆されたドラム缶（ドラム缶の中身はパラジクロロベンゼンを主体とする混合物）130本の自主撤去及び既に県が処分を終えた190本分の処分費用等相当額（30,200,306円）を県に拠出したい旨の申出がありました。

県ではこの申出を了承し、同社では、平成22年10月15日（金）と18日（月）の2日間で不法投棄現場で保管しているこれらのドラム缶130本の自主撤去を行いました。搬出されたドラム缶は、福島県内の処理施設で焼却処分されます。



自主撤去の様子（10月18日）

## ■ 周辺環境モニタリング調査結果について

### ○ モニタリング調査結果（平成22年度：第5回目）

（1）平成22年8月4日（水）に周辺河川・湧水等11地点、周辺地下水6地点、遮水壁内浸出水1地点、遮水壁内地下水7箇所の水質について調査したところ、遮水壁内浸出水で、ベンゼン及びホウ素が「排水基準」を超え、遮水壁内地下水では、1箇所でベンゼン及びホウ素が、3箇所で1,4-ジオキサンが「環境基準」を超える値で検出されたものの、周辺河川・湧水等や周辺地下水からは「環境基準」を超える値は検出されませんでした。

### ○ モニタリング調査結果（平成22年度：第6回目）

平成22年9月1日（水）に周辺河川・湧水等2地点、周辺地下水4地点の水質について調査したところ、全ての地点で「環境基準」を超える値は検出されませんでした。

## ■ 地山の分析結果について（第4回）

平成22年7月26日（月）に第4回目の地山（自然地盤の土壌）の確認を行い、地山には廃棄物がないことを確認しました。地山の汚染の有無を確認するため、平成22年7月27日（火）～29日（木）及び8月11日（水）に試料を採取し分析を行いました。

調査範囲は30m区画で4区画になりますが、このうち30m区画を9つに分割した10m区画の12区画の表層でVOC（揮発性有機化合物）のうちベンゼン及びジクロロメタンが判断基準を超過して検出され、9区画の表層で鉛、砒素、ふっ素及びほう素が土壌環境基準値を超過しました。

今回の調査で、VOCガスが検出されず重金属等が土壌環境基準値以下となる区画では廃棄物撤去完了となりますが、VOCガスが検出された12区画及び重金属等が環境基準値を超過した9区画については、今後、1m間隔で深度方向の調査を行い、基準値超過区間を確認する予定です。

なお、今回の調査地点は、遮水壁の内側であり、浸出水については処理施設で処理を行っているため、周辺環境への影響はありません。

### 【県境不法投棄事案に関するお問い合わせ、御意見等は、田子町現地事務所まで（TEL 20-7044）】

なお、県境再生対策室のホームページで、現地事務所だよりのカラー版や各種お知らせ、資料などを見ることができます（<http://www.pref.aomori.lg.jp/nature/kankyo/tayori.html>）。